



2026年5月14日

各 位

会社名 株式会社meito
代表者名 代表取締役社長 三矢 益夫
(コード: 2207、東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 取締役管理本部長兼総務部長 内木 裕之
(TEL. 052-521-7112)

自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ

(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2026年5月14日付の取締役会決議により、会社法第459条第1項及び当社定款第34条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について下記のとおり決定するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、中期経営計画「MEITO CHALLENGE 2026」において、「収益力の向上と資本効率の改善」および「継続的かつ安定的な株主還元」を重点施策として掲げ、資本コストおよび株価を意識した経営の強化に取り組んでおります。

この方針のもと、当社はこれまで中期経営計画で定めた自己株式取得枠の一部として、2026年3月期中に総額15億円の自己株式取得を完了しており、資本効率の向上および株主価値の向上に取り組んでまいりました。

今般、当社を取り巻く事業環境や財務状況、ならびに資本効率のさらなる改善余地等を総合的に勘案し、中期経営計画に基づく資本政策を一層推進する観点から、既存の自己株式取得方針に基づく未実施分5億円に加え、新たに15億円を上限額として追加し、総額20億円を上限とする自己株式の取得を実施することといたしました。

本自己株式取得は、将来の成長投資とのバランスを確保しつつ、資本効率の向上および株主価値の持続的な向上を図ることを目的としており、中期経営計画に基づく資本政策の一環として実施するものです。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 800,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合4.91%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 20億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2026年5月15日(金)から2027年3月24日(水) |
| (5) 取得方法 | 株式会社東京証券取引所における市場買付け |

3. 消却の内容

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 上記2.により取得した自己株式の全株式数 |
| (3) 消却予定日 | 2027年3月31日(水) |

(ご参考) 2026年3月31日時点の自己株式の保有状況

- | | |
|--------------------|-------------|
| ・発行済株式総数(自己株式を除く。) | 16,302,551株 |
| ・自己株式数 | 349,157株 |

以 上